

所沢市企業立地協力者奨励金のご案内

立地する事業者に土地等を提供した方に奨励金として固定資産税、都市計画税相当額を1年間交付します。

所沢市で土地・建物を所有している方は産業系の事業者への提供をご検討ください。

奨励金の概要

- ① 土地を購入して工場等を建築した事業者に対して土地を譲渡した方
譲渡した土地に係る固定資産税及び都市計画税相当額（譲渡契約日の前年度に課された税）を1年度分に限り交付します。
- ② 事業用定期借地権により土地を借り受け、工場等を建築した事業者に対して土地を貸し付けた方
貸付けた土地に係る固定資産税及び都市計画税相当額（事業開始の前年度に課された税）を1年度分に限り交付します。
- ③ 特定区域内（三ヶ島・松郷工業団地とその隣接地）で土地及び建物を取得した事業者に対して土地及び建物を譲渡した方
譲渡した土地・建物に係る固定資産税及び都市計画税相当額（譲渡契約日の前年度に課された税）を1年度分に限り交付します。

交付要件の概要

- ・工場等立地奨励金・特例子会社設立奨励金の交付対象者に土地等を提供した方に限ります。
- ・平成30年4月1日以降に譲渡・賃貸した土地等が対象となります。
- ・譲渡・賃貸前に5年以上所有していることが必要です。
- ・グループ企業間の譲渡等は対象外となります。

他の奨励金の概要

①工場等立地奨励金

市内に工場等を立地した場合、立地にあたり取得した土地、建物及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税相当額を3年間交付します。

※対象業種：製造業及び都市型産業（情報通信業、自然科学研究所、アニメーション・コンテンツ・ICT関連産業、宿泊施設、社員20人以上の本社）

②特例子会社設立奨励金

市内に特例子会社を設立した場合、土地、建物及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税相当額を5年間交付します。

※特例子会社の親会社などから賃貸している場合なども対象となります。

※その他の要件については産業振興課までお問い合わせください。

《お問い合わせ》

所沢市 産業経済部 産業振興課

〒359-8501 所沢市並木1-1-1（市役所別館）

電話：04-2998-9157 FAX：04-2998-9162

Eメール：a9157@city.tokorozawa.lg.jp